

役員報酬規程

第一条（目的）

財団が設置することができる業務執行理事の報酬等に関する事項で、法令または定款に別段の定めのある事項以外については、この規定の定めるところによる。

第二条（報酬の体系）

役員報酬は毎月支給する役員報酬（以下「月額報酬」という）一本とする。賞与、退職慰労金等他の給与は支給しない。

第三条（決定方法）

報酬の上限を年額五百万円とし、月額報酬はその範囲内で代表理事が決定する。

第四条（計算期間並びに支給日）

- 1、月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から毎月末日までとする。
- 2、月額報酬の支給日は当月の20日とする。（日曜祭日の場合はその前日とする）

第五条

支給する報酬から財団は、源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに会社の立替金等を控除する。

付則

この規定は2018年5月7日より施行する。